ＪＡＭ 政策ＮＥＷＳ

2024年５月13日　第2024－13号
【発　　行】ＪＡＭ
【発行責任者】中　井　寛　哉
【編　　集】総合政策グループ

TEL：03-5860-6150
E-Mail：seisaku@jam-union.jp

約束手形等の支払サイトの指導基準が見直されます

下請法の運用が、2024年11月以降「手形サイト60日以内」に

公正取引委員会は、意見公募手続きを経て、サイトが60日を超える手形等が、下請法が規制する「割引困難な手形」等に該当するおそれがあるものとして、指導の対象とする運用の見直しを公表しました。

2024年11月以降、交付から満期日までの期間※1が60日を超える約束手形、電子記録債権、一括決済方式は、行政指導の対象※2になります。

※1：一括決済方式の場合は、代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間

※2：行政指導の対象は、下請法適用対象の取引

中小企業の取引適正化のためには、下請法の対象とならない取引も含め、サプライチェーン全体でサイトを短縮化していくことが必要です。

この度の指導基準変更に伴い、中小企業庁と公正取引委員会は連名で、各産業の業界団体や、金融機関及びそれを監督する省庁等に対し、サプライチェーン全体での支払手段の適正化と、支払手段の改善に取り組む事業者へ柔軟かつきめ細やかな資金繰り支援に努めるよう要請文を出しました。行政や各業界団体からの情報も活用し、支払サイトの短縮、取引適正化をすすめていきましょう。

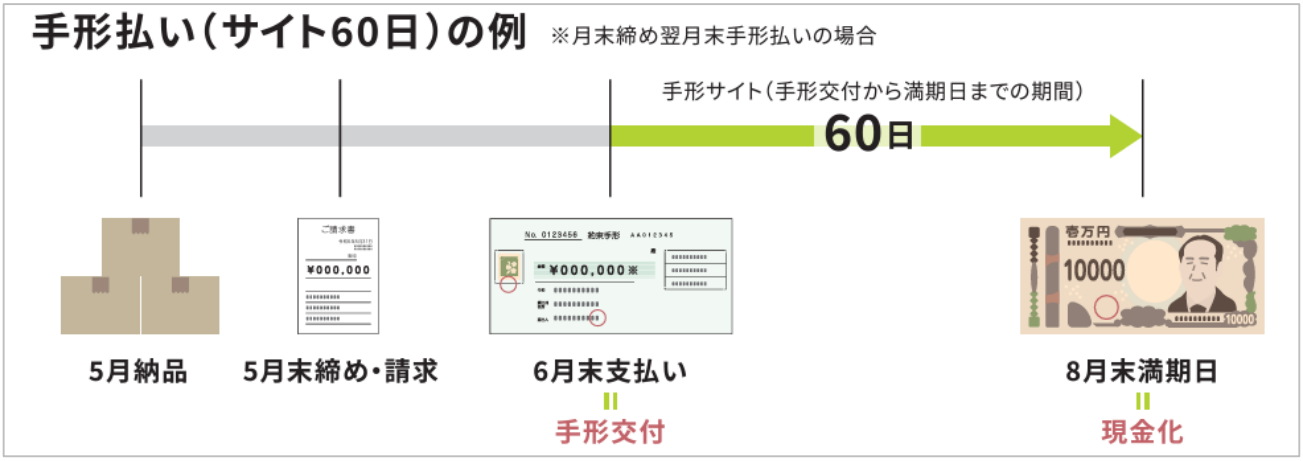

なお、政府は2026年を目途とした紙の約束手形の利用廃止に向けても取り組みを行なっています。

2024年11月以降の手形サイトの運用とサイト短縮等の要請について（経済産業省）

約束手形　下請法の運用ルール

中小企業庁と公正取引委員会からの要請を受け、各経営者団体や業界団体も、約束手形等を振り出す事業者側においても配慮をするよう呼びかけを行なっています。

日本商工会議所
4/30付 ニュース「手形等のサイトの短縮への対応について」
https://www.jcci.or.jp/news/news/2024/0430131700.html

全国商工会連合会
4/30付ご案内「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」
https://www.shokokai.or.jp/?post_type=annais&p=13803